

令和8年度 ICT を活用したがん予防広報事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和8年度 ICT を活用したがん予防広報事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

本県では3人に1人ががんに罹患し、2人に1人ががんで死亡していることから、健康長寿県の実現に向けたがんの死亡率の減少が喫緊の課題となっている。

がんの死亡率の減少のためには、がん罹患の最大要因である喫煙に対する禁煙啓発（一次予防）に加え、がんの早期発見・早期治療に向けた検診受診（二次予防）の定着が不可欠である。しかし、本県のがん検診受診率は目標の60%に達しておらず、特に無関心層における意識醸成が大きな課題となっている。

本事業は、県民に対し、がんの一次予防・二次予防の重要性を広く啓発し、具体的な行動変容を促すことで、本県のがんの死亡率を減少させることを目的とする。

3 委託業務内容等

本事業では、がんの一次予防・二次予防の促進を図るため、県民に効果的に届き、具体的な行動変容につながるような広報・啓発活動を総合的に実施する。受託者はナッジ理論等の知見を活用し、住民特性に即した「提案型施策」を企画・実施する。

(1) 制作物

ア WEB 広告の製作

特定健診未受診者の関心喚起と受診行動を促すため、ナッジ理論などの行動科学の手法を取り入れ、対象層に効果的に届く WEB 広告を実施する。

- ・検索連動型広告等に活用できるような、特定健診の未経験者に効果的なメッセージを制作する。
- ・ディスプレイ広告で活用できるような、特定健診未経験者に効果的なバナーを制作する。
- ・広告の流入先のコンテンツとして、がん検診の未経験者の特性に応じてナッジ理論を活用した効果的なメッセージ等を含めた動画を制作する。
- ・広告の掲載期間は令和8年7月～11月頃の5か月程度（別途協議）

イ 啓発コンテンツの制作・展開

がん検診受診率向上に向け、がん検診の関心や興味を引き、かつ受診を促す訴求力の高い広報コンテンツを制作する。

具体的なコンテンツ・媒体・訴求方法については、ナッジ理論や行動科学等知見を活用し、より高い効果が見込まれる手法を自由に提案・実施するものとする。ただし、啓発媒体にチラシを含めること。チラシのデザイン・作成部数等については、県と別途協議することとする。

ウ その他

上記ア、イで作成する資材については、作成前に県の確認を得ること。

また、各種資材については、電子データでも納品すること。

各種資材の印刷費、デザイン制作費、作成した資材の送付や設置に要する経費についても、業務委託料に含むものとする。

(2) 無関心層への啓発活動

がん検診を受診しない主な理由として、「仕事や介護で忙しくて受診する時間がない」等が挙げられていることから、勤労世代を対象とし、がん予防へ意識を向けさせ、無関心層にも禁煙やがん検診の必要性について広く県民に周知できるような、より効果的な広報活動を展開できるよう予算の範囲内で企画提案すること。

なお、企画提案に当たっては、広報のスケジュールも含めた提案とすること。

ア 実施方法

広報媒体や手法について特段定めない。

ただし、広く県民に情報発信するための手段として、県内地元紙等で1回以上の広告掲載を含めること。

イ その他

実施に要する経費については、業務委託料に含むものとする。

(3) 留意事項

提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意したうえで、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

ア 受託事業の運営業務について

- ・受託事業運営のための運営体制を明確にすること。
- ・準備から実施までのスケジュールの調整等、すべての運営業務を行うこと。
- ・必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

イ 著作権について

- ・委託事業の実施に伴う著作権は、すべて県に帰属するものとする。

・印刷物、動画等に使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

ウ 受託事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成の上、令和9年3月31日までに2部提出すること。
- ・実績報告書には、参加者数等の事業効果が分かる書類を添付すること。

4 目的物（成果品）の納入場所

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

- ① 業務実施報告書（様式任意）
- ② 業務完了報告書（契約書様式）

(2) 納品場所

福島県保健福祉部健康づくり推進課

(3) 期限

令和9年3月31日（水）まで

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

委託業務の履行にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア) 資料の収集・整理

- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

(4) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において疑義が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

6 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「4 業務実施報告書等の納品」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。